

開発事業に関する指導内容の見直し案に対するパブリックコメント手続の実施結果について

1 意見の提出期間

令和6年11月25日（月）から令和6年12月24日（火）まで

2 意見の提出者数等

件数	提出者数	意見の提出方法別の人数			
		オンライン	郵送	意見投函箱	窓口
3	3	3	0	0	0

3 意見の概要と市の考え方

N0.	項目	意見の概要	市の考え方
1	(4) 自動車駐車場及び自転車駐車場の設置に関する基準	集合住宅における駐車場の住民に対する割合が低い。このあたりは都心と違い、各家庭1台は車を保有している世帯が大半である。各世帯1台は多いにしても、せめて全世帯の8割以上にしたほうが良いのではないか。	近隣市の開発事業に関する自動車駐車場の設置に関する基準等から比較、検討を行った結果、見直しを行うものです。
2	(4) 自動車駐車場及び自転車駐車場の設置に関する基準 及び (9) 水害対策に関する基準	多摩川の氾濫時に、自動車が流されて人や建築物に損傷を与えることのないよう、駐車場に「車を繋ぎとめられる長さの鎖を底面に固定した装置」の設置を義務付けて、水害時の車の流出を防ぐ必要があるのではないか。	本見直し案は、水害対策における各種ガイドライン等に基に検討しており、ご提案いただいた「車両流出を防止する装置」の設置につきましては、義務付けることは難しいですが、いただいたご意見は参考にさせていただきます。
3		子ども避難の家の掲示物を学校のPTA任せにせず市で管理してほしい。	「開発事業に関する指導内容の見直し案」に対する意見であると判断できなかったため、担当部署へ意見を共有いたします。